品を送ったのに、 お金を払ってくれない。

ラブルは怖くない

宮下正彦 弁護士

例

た。そこで考えたのが

ラッグストアができたために、

吉田さんは三

続いた薬局

 \mathcal{O} オ

気に

は最近、

悩まされています。

下弁護士の事務所を訪れました。

でいます。 いろいろいわれるのも気になりますし、悩ん した。あまり強くいって、インターネットで ね。そんなこともあって後払い制にしていま 原則前払いにするのがいいとは思うのです ろでは導入されていなかったのですね。 されるお店も多いのですが、吉田さんのとこ 吉田 はい。 お客様からすればちょっと心配ですよ ネットショップではクレジット対応を クレジットや代引き配送など、

実際、 のであれば、内容証明郵便を送ってみましょ 契約はなされていると考えていいでしょう。 いて商品は送られているわけなので、売買の 対して希望する商品を申し込み、それに基づ 強制履行を裁判所に請求できる」とありま に債務の履行をしないときは、債権者はその 護士が依頼を受けて行うこともあります。 いう内容を確かに相手に送った」を証明する 宮下 債権回収というのは骨が折れますね。 さて、民法四一四条では、「債務者が任意 何度も先方に連絡しても支払う意思がな 内容証明郵便自体は郵便局から「○○と お客様が吉田さんのオンラインストアに 大きな金額のものの場合は、私たち弁 泣き寝入りする必要はありません。 特に法的拘束力はありません。

送っても相手方が反応しない場合、それ**宮下** そうですね。しかし、内容証明をよかったのですね。 るをえない」といった話はこれまでもし **吉田** 「このままだと法的手段をとらざ なりのプレッシャーにもなります。 いう意味合いも表れて、相手方にはそれ い」と先方に伝えると、『最後通告』と 法的手段をとらざるをえな

きます。 るをえないことになります。 は、給与などを差し押さえる必要も出 て、実際に債務者に対し、 でも回収したければ、最後の手段とし 裁判に訴えざ 最終的に

きます。 る六○万円以下の支払いに関する訴訟のわれがちですが、「小額訴訟」と呼ばれ 決が言い渡されるというスピーディーさん。また、一回の審理がなされてすぐ判 場合、費用としても一万円もかかりませ 所に1年に一○回まで提起することがで も魅力です。この訴訟は同一の簡易裁判 裁判というと費用や時間がかかると思

ます。これは、基本的に相手方の住所をこのほか、支払督促という制度があり 便な場合もありえますが、当方の言い分 管轄する簡易裁判所に申し立てるもの で、相手方が遠隔地にいる場合、若干不 拠だけを見て、 裁判所が相手方に対

内容証明で「このまま支払が

らいの売上をあげられるようになりました。ところが、 で売ること。吉田さんのもくろみは見事に成功し、リアル店舗と同じく 商品を送っても代金をきちんと払ってくれないお客様の存在に 泣き寝入りするしかないのでしょうか。 健康食品をインターネットのオンラインストア お客様が少なくなってしまい 年 前 そんな吉田さん 近 くに 吉田さんは 大手ド まし 期間内に異議を出せば、手続きは裁判に移して支払いを命じてくれます。相手方が一 のでしょうか。 的手段を検討してみたいと思います。 しますが、異議が出されない場合には、 **宮下** 通信販売の事業者は それ以外に、法的に気をつけることはあ ありがとうございます。

いず

カン

命 移 行 定

禁止が義務づけられています。 して契約の申し込みをさせようとする行為 の承諾などを通知すること、④顧客の意に と、②誇大広告の禁止、③前払い式通信販 連絡先など、広告に一定の事項を表示するこ する法律」により、 ①事業者の名前、 「特定商 住 引 の反売

内容を確認するための画面をサイト内に用意見地から、①申し込み後、消費者が申し込み です。薬事法上、医薬品等を扱う医 全性と有効性を保証するために作られた法 薬部外品」「化粧品」及び「医療機器」の は、ご存知かと思いますが、「医薬品 事法に基づいた表記が重要ですね。薬事法と るということですので、商品紹介の 契約が成立したとは認められていません。 義務づけられており、これらがなければ売買 し込み後、必ず申込承諾の連絡を行うことが るようにされていること、③消費者からの る、すなわち料金がかかることが読者にわ しておくこと、②ボタンを押すと購入とな 内容を確認するための画面をサイト内に用 それから、吉田さんは健康食品を扱って 電子消費者契約法では消費者保護 た法律の安に法律 薬 11

ネットショップのあり方が 大きく変わるかもしれない。